

うきは市告示第109号

令和5年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月29日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和5年12月8日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君

高木亜希子君

高松 幸茂君

樋口 隆三君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

熊懐 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

伊藤 善康君

野鶴 修君

江藤 芳光君

○12月11日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○12月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第4回(定例) うきは市議会 会議録(第1日)

令和5年12月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年12月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第12号1件、議案第55号から議案第70号まで16件、意見第5号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第12号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第8 議案第61号 農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第63号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 うきは市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第66号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第67号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第68号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第69号 うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第70号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第56号 令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第57号 令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第58号 令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)

- 日程第20 議案第59号 令和5年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第60号 令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第22 意見第5号 イスラエル軍のパレスチナ自治区からの即時無条件停戦・撤退を求める意見書（案）の提出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸報告
日程第4 議案上程（報告第12号1件、議案第55号から議案第70号まで16件、意見第5号1件）
日程第5 市長の提案理由説明
日程第6 委員会調査報告（厚生文教常任委員会）
日程第7 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第8 議案第61号 農業委員会委員の任命について
日程第9 議案第63号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第64号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第65号 うきは市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第66号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第67号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第68号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第69号 うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第70号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第56号 令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第57号 令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19 議案第58号 令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）

- 日程第20 議案第59号 令和5年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第60号 令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 意見第5号 イスラエル軍のパレスチナ自治区からの即時無条件停戦・撤退を求める意見書（案）の提出について
- 追加日程第1 追加議案の上程（議案第71号1件）
- 追加日程第2 市長の提案理由説明
- 追加日程第3 議案第71号 令和5年度うきは市一般会計補正予算（第8号）

出席議員（14名）

1番 榑藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君

保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君	人事秘書係長	河原 祐介君
福祉係長	宮崎 公子君		

午前9時00分開会

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。それでは、ただいまから令和5年第4回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に4番、樋口隆三議員、5番、組坂公明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月8日から12月20日までの13日間といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月8日から12月20日までの13日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付いたしております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思ひます。

10月16日、第134回福岡県南市議会議長会が開催されました。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しておりますので御覧いただきたいと思ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本12月定例会は、条例の改正や補正予算などに関して御審議をお願いするわけですが、9月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第12号1件、議案第55号から議案第70号までの16件、意見第5号1件、以上を上程いたします。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和5年第4回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

早いもので、今年も師走となりました。議員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい状況かと思ひます。本年を振り返りますと、5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へと移行されました。このことに伴いまして社会経済活動が活発化してきており、うきは市におきましても、各種事業が再開されるようになってまいりました。

また、出穂期におきましては、幾度となく大雨による警戒態勢に入り、特に7月7日から10日にかけての梅雨前線による大雨では、7月10日に短時間に何度も線状降水帯が発生し、総合福祉センターに設置している市の雨量計において、最大1時間雨量で105ミリ、連続雨量

で633ミリを観測し、河川氾濫等による床上・床下浸水等をはじめ、道路、河川、農地、農業用施設、事業所、公共施設など、市内全域で甚大な被害が発生をいたしました。現在、今月いっぱいをめどに国の災害査定を受けているところであり、今後、復旧工事が本格化するところであります。

また防災面では国土交通省の支援の下、福岡県や本市を含めた巨瀬川流域の関係者による巨瀬川流域治水推進会議が8月に設置され、11月には緊急治水対策プロジェクトが取りまとめられました。さらには、大規模自然災害に対する減災計画を担当する内閣官房の国土強靱化推進室とも連携し、国土強靱化地域計画の内容充実にも取り組んでいるところでございます。今後とも災害からの復旧・復興と、そして、さらなる災害への備えに向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種状況につきましては、5月8日以降は高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方に関しましては、ワクチン接種に関して努力義務が適用され、65歳未満の健康な方は努力義務なしとなっております。現在、9月20日から令和6年3月31日までの間は、生後6か月以上の全ての方を対象に令和5年秋開始接種を行っております。

令和5年12月7日時点での接種状況は、うきは市民全体では1回目接種率が83.78%、2回目接種率が83.17%、3回目接種率が68.31%、4回目接種率が49.78%、5回目接種率が34.34%、6回目接種率が21.67%、7回目接種率が12.78%となっており、これまでに10万1,635回の接種を行っております。今後とも引き続き、市民の皆様のワクチン接種が円滑に進むよう、最大限の取組に努めてまいります。

さて、我が国の経済に関してであります。内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。11月15日に発表された令和5年7月から9月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は、前期比マイナス0.5%、年率に換算するとマイナス2.1%となり、3四半期ぶりのマイナス成長となっております。物価高騰の影響で個人消費と設備投資を柱とする内需が減少したこと、4月から6月期の高成長を主導した外需も輸入の増加でマイナスに転じたこと等が影響したものと見られます。

また、内閣府が11月22日に発表した現状の景気に関する政府の公式見解である月例経済報告によりますと、景気はこのところ一部に足踏みも見られるが、緩やかに回復している。先行きについては雇用、所得環境が改善する下で各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また物価上昇、中東地域を巡る情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしております。

このような経済状況の中、政府は低物価、低賃金、低成長に象徴されるコストカット型経済から、持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済へ変革するため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」を11月2日に閣議決定いたしました。また、その裏づけとなる令和5年度補正予算が11月29日に国会において成立いたしました。これによりますと、物価高騰により厳しい状況にある生活者、事業者への支援としまして、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の支給に係る予算や、電気・ガス・燃料油価格激減緩和措置の令和6年4月末までの延長に係る予算などが盛り込まれております。

うきは市としましては、政府の動向を注視しながら、市民の皆様や市内事業者の方などに対する支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。これら取組の実現に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様のお理解、御協力を賜りながら事業の推進を図る所存でございますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

これから年末年始を迎えるに当たり、議員の皆様におかれましては、何かと用務が重なり、公私ともに多忙な毎日になろうかと思っておりますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件8件、予算案件6件、人事案件1件、その他の案件1件と報告1件となっております。

まず、報告第12号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした田籠コミュニティセンター駐車場内における職員による車両の破損に係る和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

議案第55号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,477万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億6,957万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市民税4,500万円、負担金3,291万円、国庫負担金2億127万5,000円、国庫補助金5,489万2,000円、県負担金1,462万6,000円、県補助金2億3,497万6,000円、財産売払収入1,712万1,000円、雑入3,178万円、市債8億656万円の増額補正と、基金繰入金13億8,891万5,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、民生費では社会福祉費4,751万5,000円、児童福祉費6,888万円、生活保護等対策費7,671万7,000円、農林水産業費では農業費2,746万8,000円、商工費では商工費1,864万3,000円の増額補正と、総務費では総務管理費3,086万1,000円、土木費では下水道事業費5,530万円、教育費では小学校費

2,594万円、中学校費1,957万円、社会教育費3,532万9,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第56号は、令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,711万1,000円とするものでございます。

歳入は、県補助金23万4,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、基金積立金では基金積立金4,999万9,000円、諸支出金では償還金及び還付加算金3,296万7,000円の増額補正と、予備費8,389万8,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第57号は、令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,991万4,000円とするものでございます。

歳入は、雑入28万6,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費216万9,000円の増額補正と、総務費では総務管理費188万3,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第58号は、令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第59号は、令和5年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

債務負担行為を設定するものでございます。

議案第60号は、令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入の額から5,790万8,000円を減額し14億625万1,000円とし、収益的支出の額から5,806万9,000円を減額し12億9,945万9,000円とするものでございます。並びに資本的収入に441万3,000円を追加し8億4,566万6,000円とし、資本的支出に441万3,000円を追加し13億4,687万9,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業収益180万5,000円の増額補正と営業外収益5,971万3,000円の減額補正を計上いたしております。

収益的支出は、営業費用5,806万9,000円の減額補正を計上いたしております。

資本的収入は、補助金等 4 4 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

資本的支出は、建設改良費 4 4 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

議案第 6 1 号は、農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会委員の任期が令和 6 年 3 月 1 9 日で満了となりますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

議案第 6 2 号は、うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 6 3 号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和 5 年度の人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、また保育園長、保育所長の処遇改善を行うため、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 6 4 号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 5 号うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 6 号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 7 号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これらいずれの議案も、令和 5 年度の人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

議案第 6 8 号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 9 号うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これらいずれの議案も会計年度任用職員に対し、勤勉手当が支給されるようになることに関連し、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

議案第 7 0 号は、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 1 9 日に、また同法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和 5 年 7 月 2 0 日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については令和 6 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出がございましたので、その調査報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 令和5年うきは市議会9月定例会において閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

記。

重層的支援体制整備事業について。

1から3までの調査期日、調査場所、出席者については記載のとおりでございます。

4、調査要旨。

「重層的支援体制整備事業」とは介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「暮らしの困り事」に対応するため、町全体で、「分野を問わない相談支援」「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで包括的な支援体制を整備する事業であるが、その事業に先進的に取り組んでいる三股町に伺い、取組の内容などの調査を行った。

5、調査結果。

高齢者支援課の課長、課長補佐のお二人に事業内容の説明を受けた。

まず、山間部は高齢化、過疎化が進み、町の中心部は生活困窮者の増加や子供の不登校、ひきこもりなど、生活圏域ごとに福祉課題は複雑、多様化しているが、一方で、「約6割が地域活動に参加していない」にもかかわらず、「8割以上が福祉活動に関心がある」とのアンケートの回答があり、うまくコーディネートできれば課題解決につながるのではとの発想が事業を始めたきっかけだということであった。

取組としては「住民」、「企業」、「福祉専門職」、「デザイナー」、「行政」等で地域課題に対してプラットフォームな「実践支援研究室」を運営し——後ろに資料をつけておりますが、資料①のようなコミュニティを形成し、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っている。

6、所見。

「現代の雇用システムになじめない住民」をつなぎ合わせる編集、デザイン力が印象的であった。また、そこに予算をつけたという点も注目すべきである。うきは市の場合、高齢者や子供には焦点が当てられてはいるが、実際にはこういった住民の方は相当数いると思われるし、また、子供、若者世代を見るに予備軍もいる。「誰一人取り残さない社会の実現」に向けて、社会福祉協議会だけに頼るのではなく、地域も関わりを持つようなシステムをいかに作り上げていくのが課題である。

部活動指導員（部活動地域移行）について。市内唯一の県立高校への支援（高等学校支援事業）について。

1 から 3 までの調査期日、調査場所、出席者については記載のとおりでございます。

4、調査要旨。

2023年度から公立中学校での休日の部活動地域移行が全国的に始まっているが、えびの市の取組について調査を行った。また、同市は市内唯一の県立飯野高校の支援にも積極的に取り組んでおり、その調査も併せて行った。

5、調査結果。

部活動地域移行については、平成31年3月に「えびの市立中学校部活指導員設置要綱」を制定して取組が始まり、令和2年3月には「えびの市立中学校部活動検討委員会設置要綱」が10名の委員をもって設置され、部活動の現状と課題洗い出し、国・県の動静の情報共有、学校、保護者のニーズ、関係団体の状況などを協議しながら、休日における部活動の地域移行に取り組んでいる。また、複数の教室、サークルを持つ「地域クラブ」が市内に3クラブあり、中学生以下も280人ほど所属し活発に活動しているとのことであった。

市内唯一の県立飯野高校への支援については、1、学力向上・就職活動等の支援、2、給付型奨学金による支援、3、遠距離通学生に対する支援、4、下宿等に対する支援の4点からなされており、しっかりとそれぞれに独自の予算も計上されている。内容については資料②、③を御覧いただきたい。また、担当職員は飯野高校の教職員だった学校教育課の指導主事が務められていた。

質疑応答については、三股町の分と併せて最終ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

6、所見。

高校の支援策については調査結果のところでも触れたが、飯野高校の教職員だった方が県との人事交流でその職を担っている。それによって高校側のニーズに応える支援策が実現できていると感じた。また、市と高校とでそれぞれ1名ずつキャリア教育のコーディネーターを設置することによって、業務のチーム化を進め、市全体で飯野高校を応援していこうという雰囲気醸成さ

れていた。市長を会長とした「飯野高等学校を守り育てる会」という組織も存在する。定員割れが続くうきは市唯一の公立高校、浮羽究真館高校活性化のための支援は十分であると言えるのか、改めて考える機会になった。

昨年、同じく地元高校支援に力を入れている島根県吉賀町に視察に行ったが、その担当者の方が言われた言葉が忘れられない。「高校もない町に人が集まるわけがない。」

以上、調査の報告でございますが、前回の9月定例会において、会計年度任用職員包括業務委託についての調査申出をしておりましたが、視察先との日程調整がつかず、次回に延期することも併せて報告をいたします。

以上、終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 報告第12号

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、報告第12号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（木下 英樹君） 男女共同参画推進室長の木下でございます。

議案書1ページをお開きください。

報告第12号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和5年9月22日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページをお願いいたします。

専決第14号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和5年9月22日。うきは市長高木典雄。

本件は、令和5年7月27日木曜日10時30分、田籠コミュニティセンター駐車場において発生いたしました。

男女共同参画推進室の職員が、田籠コミュニティセンターに設置していた男女共同参画啓発用のぼり旗を公用車の中に片づけようとした際、左隣に駐車していた相手方車両の後部右側ドアに旗ざお部分を接触させ、破損させたものであります。

当事者については、記載のとおりでございます。

和解の内容及び損害賠償額は、うきは市の損害額はなし、相手方の損害額は6万5,846円になり、車両修繕料になります。

損害内容は、車両右側ドア破損になります。

責任割合は、うきは市が100%でございます。

決済方法は、うきは市が相手方に対して6万5,846円を支払い、今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないことで和解をしております。

和解の成立が令和5年9月22日になりましたので、同日付で専決処分を行ったものでございます。今後、職員の安全な作業の意識向上に努め、再発防止に取り組んでいきたいと考えております。今回は誠に申し訳ありませんでした。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第12号の報告を終わらせていただきます。

日程第8. 議案第61号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、議案第61号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高山 靖生君） 皆さん、おはようございます。農業委員会事務局長、高山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案書4ページをお開きください。

議案第61号農業委員会委員の任命について。

うきは市農業委員会委員に別紙の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和5年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

本日、別にお配りしている1枚の農業委員会議案書を御覧いただきたいと思います。

候補者の住所、氏名、年齢、生年月日、職業につきましては裏面を御覧いただきたいと思います。

す。この案件につきましては、11月10日の全員協議会の中で報告させていただいたものでございます。任命に係る農業委員の候補者につきましては、16名でございます。任命につきましては、令和6年3月から3年間となります。委員の構成につきまして、認定農業者が16名中9名、こちらにつきましては、認定農業者が半数以上いなければならないという要件を満たしております。女性委員につきましては、16名中4名となっております。16名中、現委員の方が8名入っており、新たな候補者の方が8名となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

それでは採決します。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第61号は同意することに決しました。

日程第9. 議案第63号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、議案第63号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしくお願いたします。

議案書は7ページをお開きください。

議案第63号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。こちらの条例案につきまして、15ページにかけまして記載をしております。

令和5年8月に人事院が行いました本年の国家公務員給与改定勧告は、国家公務員の期末勤勉手当につきまして、民間の支給状況を反映し、支給月数を一般職員について0.1月分、それから再任用職員につきまして0.05月分引き上げることとし、本年度は12月期の期末勤勉手当を引き上げまして、来年令和6年度以降は6月期と12月期の勤勉手当を平準化し、それぞれ一般職員については0.05月分、再任用職員については0.025月分引き上げることとされたところでございます。

また月例給につきましては、民間給与との格差が3,869円、率にしまして0.96%であり、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒初任給を1万1,000円、高校初任給を1万2,000円それぞれ引き上げる等、給料表の改定を行っております。

本市におきましては、人事院勧告の趣旨、それから近隣自治体の状況等を総合的に判断いたしまして、人事院勧告のとおり期末手当の支給率を引上げ、また給料表の改定を行うことといたしております。

また、本条例に関しましては、これと別に保育園長、保育所長につきまして処遇改善を行う観点から、等級別職務基準表の見直しを行うための改正を行うこととさせていただいております。

議案書8ページからの記載に従い、内容を御説明いたします。

まず、第1条で規定しておりますのが、令和5年度分に係る改定でございます。大きく申し上げますと2点ございます。

1点目が、先ほど申し上げました給料表の改定となるものでございます。

2点目が、期末勤勉手当の引上げの改定でございます。その後、給料表が13ページまでございます。

続きまして、議案書の13ページの中段以降ですね、条例案第2条で規定しておりますものは、令和6年度以降分に係る改定内容となります。こちらにつきましては、大きく分けまして2点ございます。

1点目が、先ほど申し上げました保育園長、保育所長の処遇改善に関する改正となります。

2点目が、令和5年度の期末勤勉手当の引上げ分を平準化し、6月と12月に振り分けるものでございます。

それでは、この後は新旧対照表を使って説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページを御覧ください。

改正条例案第1条に係る記載となっております。第20条第2項及び第3項につきましては期末手当について、それから、第21条第2項におきましては勤勉手当について、それぞれ人事院勧告と同率の引上げの改定等の提案をさせていただいているものでございます。

この後、新旧対照表の2ページから10ページにかけては、別表第1といたしまして、人

事院勧告等を踏まえた給料表の改定前後のものを掲載しております。

続きまして、改正条例案第2条についてでございます。新旧対照表で言いますと11ページを御覧ください。

第20条第2項及び第3項では期末手当について、また、第21条第2項では勤勉手当について、令和5年度の勤勉手当の支給率の引上げ分について、6月期と12月期分に平準化するという内容でございます。

また、12ページから13ページにつきましては、等級別基準職務表への記載によりまして、先ほど申し上げました保育園長、保育所長について、これまでは3級及び4級の格付であったものを、その職務内容に応じまして職務給の見直しをするものでございます。5級格付が可能となる改正を行うものとなります。

議案書に戻っていただきまして、議案書の15ページでございます。議案書の15ページから附則が記載されております。こちらにつきましては、今回の改定に係る施行期日等について定めているものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと分からない、確認、教えていただきたいと思います。

この前、12月の広報うきはに令和4年度のうきは市の職員の平均給与関係が出てたと思うんですね。ちょっとそれを参考にして、一体どのくらいになるのかというのを確認したいと思うんですけども、そういった試算はされてあったら、その数値を確認したいと思うんです。あそこにかかれてたのは、平均給与月額基本給と諸手当を含む平均の給与額改定となるだろうと思うので、令和5年、6年関係のところの数値が試算してあるのであれば教えていただきたいということが1点目です。

それから、あと、それぞれの大学、高校卒業のうきは市の初任給が具体的に幾らのところになるのか、具体的に数値が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、あともう一つは、会計年度任用職員のところですけども、改めて令和6年4月から以降の勤勉手当が設定されますけれども、給与改定のところについては、どの程度の改定を予定しているのか。ちょっと見えないので。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員、会計年度任用職員はまだ次の条例がありますから。

○議員（8番 岩淵 和明君） 次のか、そうか、失礼しました。早とちりしました、失礼して。

じゃあ、今のところだけ確認します。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 人件費の補正につきましては、後ほどの一般会計の、後日の一般会計の補正にも関わるところでもございますが、人件費の補正につきましては、おおよそ給与、それから一時金の増額を含めまして3,100万円ほどになろうかと思っております。

それから次の御質問で、うきは市における高卒職員、それから大卒の給与の格付につきましては、改定後の金額にいたしまして、高卒で17万と900円、それから大卒相当で19万6,200円となる予定でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ということは、行政職員よりは技能関係のところの具体的な数値、平均数値というのはつくっておられないということですね。分かっていたらと思ったんで、一体どのくらいの水準に達するのかがよく分からないんで。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 議員御質問がありました広報うきはのほうの平均給与月額というのは試算はしてないんですけども、等級ごとの改定率をお答えしたいと思います。

若年層に改定率が高くなるようなことになっておりますので、1級が5.2%、2級が2.8%、3級が1.0%、4級が0.4%、5級以上は0.3%の給与の改定率になっておりまして、これを全体で平均しますと、1.1%の改定率ということになっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第63号は可決することに決

しました。

日程第10. 議案第64号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、議案第64号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） それでは、議案書につきましては16ページを御覧ください。

議案第64号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

うきは市の市議会議員の皆様方の議員報酬及び費用弁償につきましては、16ページから17ページにかけて記載しております。本件につきましては、人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や、それから近隣市の給与改正の状況を勘案しながら、うきは市議会議員の皆様方の期末手当の支給率の改定を行うものでございます。

人事院勧告におきましては、特別職に関しまして国の指定職職員、こちらの期末手当を0.1月引き上げるものでございますが、これに準じまして所要の措置を講じることが適当とされておきまして、人事院勧告の趣旨、それから福岡県、近隣市の状況等を総合的に判断いたしまして、期末手当支給率を0.1月引き上げまして、年3.30月から3.40月に改定をするものでございます。

議案書17ページを御覧ください。

第1条につきましては、令和5年度において、12月期に支給する期末手当の支給率を1.65月から1.75月に改めるものでございます。

第2条は、令和6年度以降におきまして、0.1月分の引上げ分を平準化して引き上げるため、第1条で改正をした1.75月を1.70月に改めるものでございます。

附則に関しましては、この条例の施行期日を定めるものになっております。

ちなみに新旧対照表につきましては、14ページ、15ページになります。

14ページでは、令和5年12月期の期末手当の支給率の内容を記載しております。

15ページでは、令和6年度以降の平準化した内容を記載しているものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点、お伺いしたいと思います。

直接関係あるのか分かりませんが、議員報酬、こちらのほうは、この人事院勧告の分は期末手当の分だけなんですけど、いつかどこかの場で聞こうと思ってたんですけど、議員の報酬というのは現在、一般的にどうなのかというのが僕、議員になって1回もそういった諮問とか話合いとかされてないんですけど、ここで質問していいのか分かりませんが、私、個人としては、今の報酬だったら若い世代、そういった子育て世代等は非常ににくいような報酬だと私は思っております。そういったのを検討していただくというか、妥当なのかというのを、これというのは特別職報酬等審議会規則にのっとってやられているんだろうと思いますけど、市長のほう、どういったお考えをお持ちなのか。今後、成り手不足とか、いろいろな世代が出られる体制づくりとかを併せたところで個人的には検討していただきたいと思っているんですが、市長のお考えがありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 議員おっしゃいます内容につきましては、おっしゃいますとおり、うきは市の特別職報酬等の審議会にて御審議いただく内容になろうかと思ひます。近隣含めたところで、やはり議員のおっしゃいますように、将来の議員の成り手の方ですとか、いろんなことを考えながら、今後、検討する必要があるかという必要性は感じているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 僕が議員になって1回もそういった会議等の審議会ですかね、開かれてないと思うんですが、この人事院勧告で毎年上がったり下がったりとか、その情勢によって、この給料と決まってるんですけど、そういったのって本当にいいのだろうかと思ひて、せめて4年に1回ぐらい審議会なりを開いて、何もなければ何もなくていいんですけど、今の議員報酬が本当に妥当なのかというのを検討していただくよう、要望したいと思ひております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決し

ました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第65号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第65号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） それでは、議案第65号でございます。

うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。こちらにつきましては、議案書の18ページを御覧いただきたいと思っております。18ページから19ページにかけてでございます。

本条例につきましては、19ページにかけて記載しているところでございますが、この案件につきましては、先ほどの議案第64号と同様に、令和5年度の人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の給与改定の状況を勘案しながら、特別職の職員の期末手当の支給率を改正するものでございます。内容につきましては、同様でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 確認をお願いしたいと思います。

この特別職の職員で常勤のものの期末手当の額の改定だと思いますが、それぞれどなたがお幾ら上がるのか、幾らの支給になるのか、確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 申し訳ありません。ちょっと手元に個別の細かい数字は持ち合わせておりませんが、お話ししましたように、年間3.3月分でしたものが3.4月分の期末手当の支給になるというものでございます。御理解いただければと思います。

若干補足させていただきます。

現在、先ほどの議員の御質問にもございました広報の中で、うきは市の職員の給与等を公表しております。ちなみにその数字を申し上げますと、特別職の報酬につきましては、市長が81万6,000円でございます。副市長が65万2,000円、それから教育長が60万4,000円でございます。これに0.1月分増えると、増加するということになりますので、よろしければ御計算いただければと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第66号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第66号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、議案書の20ページをお開きください。

議案第66号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらにつきましては、給料表を含め26ページにかけまして記載をしております。この案件につきましては、先ほどの議案第63号、一般職と同様に、本年度の人事院勧告等を踏まえまし

て、自動車学校職員の給与の改定を行うために給与条例の改正を行うものでございます。

なお、議案書の26ページにもございますが、26ページを御覧ください。議案書26ページ、附則第3条に、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の例による」ということで、うきは市の職員の給与に関する条例を引用することになっております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第66号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第67号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第67号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、議案第67号でございます。うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案書は27ページをお開きください。こちらの提案でございます。

続きまして、議案書の28ページを御覧ください。

改定内容につきまして、大きく分けて2点ございます。

1点目が令和5年5月、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する内容が整備されたことに伴いまして、市としましても、会計年度任用職員への勤勉手当を支給するための改正を行うものとなります。支給率につきましては0.75月としております。

2点目でございますが、こちらは期末手当の改定となるものでございます。会計年度任用職員の期末手当につきましては、常勤職員であるうきは市職員の給与に関する条例の期末手当の支給率を読み替えるものとしておりまして、その部分を改定するものでございます。支給率につきましては、現行の支給率1.55月から0.05月分の増額をし1.6月分とするものでございます。期末及び勤勉手当を合計しますと、年2.35月の支給率となります。

附則に関しましては、この条例の施行期日等を定めるものになっております。

新旧対照表につきましては、24ページから25ページを御覧ください。

第3条におきまして、会計年度任用職員の給与の種類として勤勉手当を加えるという改定となります。

また、第16条及び第26条におきましては、会計年度任用職員の期末手当を規定する条文となっておりますが、支給率につきまして、現行の支給率より0.05月分の増額を行うものとなっております。また、第16条の2及び第26条の2におきましては、会計年度任用職員の勤勉手当に係る条項を新設する旨、改定を行うものでございます。支給率につきましては、先ほど申しました年0.75月となるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

今回の改正に関しての質疑というよりも、考え方についてでございますけど、今現在、うきは市においても、二百数十名の会計年度任用職員がいると思っております。その中において、この期末勤勉手当等の今回の改正に該当する会計年度任用職員というのがどの程度いるのか。要するに、うきは市にとってはこういった期末勤勉手当に該当しないような雇用の仕方というか、そういった部分がほとんどではないかと思っておりますので、今いる会計年度任用職員、その中でこの期末勤勉手当に該当する人たちがどのくらいいるのか。さらには、今回の改正は令和6年4月1日ということですので、この令和6年4月1日から該当する会計年度任用職員の方がどのくらいになるのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今、2点御質問いただきました。

まず現在で、どれぐらいの方がこの勤勉手当支給の対象になるかということでございます。

総務省の通知等もございますが、こちらにつきましては、どこまでを該当する職員にするかというところも含めて、地域の実情に合わせて判断するということが総務省の通知としては通知がございまして、そういったところも含めまして、いろんな雇用形態がもちろん議員御存じのとおりでございますので、そういったところを総合的に判断することになるかと思っております。

令和6年4月1日以降につきましても、雇用される方、例えば極端な話、退職される方もいらっしゃる、新しく雇用される方もいらっしゃる。その中でどういった方々に対し支給をしていくのかというのは、その時点で総合的に判断するということになるかと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 私の質問の中で、現在、対象に入る人数を教えてくださいということが、まず一番に漏れておりましたので。

それと、なぜこの質問をするかというのは、今言いましたように、各地域の実態に応じて雇用形態は変えていいというふうに言われておるといような話であります。

ただ、そもそも会計年度任用職員の、やっぱり——昔で言えば臨時職員ですけど、そういった人たちの給与実態を改善しようと。要するに、向上させるがためにこの会計年度任用職員というのは、この制度が始まったんだというふうに私は理解しております。当初、この会計年度任用職員の制度を入れるときに、そちらのほうから説明があったのは、期末勤勉手当が今度は出せるようになりますよというふうな話であったかと思っております。しかしながら、雇用形態によって結局はそれに該当しない。逆に言えば、雇用時間は短くなるかもしれませんが、短くすることによって全くそういった人たちに、結局その人たちの賃金実態はちっとも改善されないというのが続いているのではなかろうかなというふうに私は感じております。そういった意味において、こういったものを有効に活用してあげないと、会計年度任用職員、二百数十名たしかいると思っております。そういった人たちの生活実態というのは少しも改善しないというふうに思っておりますので、その辺について併せて回答をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 総務課長の答弁が誤解を与えるような答弁になったのかなと思っておりますので、改めて答弁させていただきます。

この勤勉手当の対象にならない会計年度任用職員というのは、月に15.5時間未満の職員、勤務の職員ということになりますので、ほぼ全員が対象になるという御理解で大丈夫だというふうに認識しております。例えば、保育所の会計年度任用職員で職員が休んだときにだけ入るよう

な形の職員、月に勤務が5日程度だったりするような方もおられると思うんですけど、それでも5日働けばもう七五、三十五ですから、本当にごくわずかな職員が勤勉手当の対象からは外れるという御理解で大丈夫であります。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 確認ですが、この改定によって、具体的にどのくらいの金額の増が予定されているのか。

それから、根本的な質問になるかもしれませんが、うきは市の会計年度任用職員の給与表というのは、近隣市町村と同額という理解でよろしいのでしょうか。

以上、2点確認させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 暫時休憩します。10時30分より再開します。

午前10時15分休憩

午前10時46分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

それでは、先ほどの回答から、中野市長公室長、発言の申出がっております。どうぞ。

○市長公室長（中野昭一郎君） 御質問の回答の前に、先ほど野鶴議員から御質問がありましたことに対する答弁に誤りがありましたので、訂正とおわびを申し上げます。

先ほど、月15.5時間未満の場合は対象とならないというお話をしましたが、週の間違いでございます。週15.5時間未満の場合は対象にならないということになります。認識としましては、ほとんどの会計年度任用職員が対象になる、期末勤勉手当の対象になるという御理解で変わらないというふうに思います。ただし、例に挙げました保育所の代替保育士等、週に2日ぐらいの勤務であったりするような方は、対象にならない場合があるというふうに御理解いただければと思います。大変失礼いたしました。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） それでは、先ほどの竹永議員の御質問に関しましての2つの質問ございましたので、そちらについて回答をさせていただきます。

まず最初の御質問につきましては、人件費の増加額ということになるかと思いますが、比較可能としますと、令和5年度と令和6年度の予算額ベースでの比較になるかと思いますが、令和6年度の当初予算につきましては、今のところまだ非常に精査が終わっておりませんので、あらかじめ数字、粗い数字になりますので、それを御理解いただいた上で御説明しますと、令和6年度の増加分としましては、報酬額の引上げにつきまして4,800万円程度、それから期末勤勉手当に関連しますもので3,600万円程度、合計で8,400万円程度の増額になるかと思っ

ております。

2点目の御質問でございます。うきは市の会計年度任用職員の給与の格付につきましては適切かと、適切かということでございます。私どもとしましては、会計年度任用職員が始まります前の嘱託職員に来ていただいた時代からの経緯等も含めまして、それを参考に給与表等の金額の算定をしているところでございます。なかなかいろんな実に様々な格付、資格等がございます。任用の形態もございますので、単純に比較するのはなかなか難しいとは思っておりますが、適切に金額の設定などはできていることと思っております。

それから1点、訂正がございます。

先ほど議案の第65号の特別職の関係で、竹永議員から御質問いただきました際に、市長、副市長、教育長の給与額を申し上げました。それに0.1月分掛けた分が増額分ですという話をいたしました。これにさらに役職加算という形で15%の加算がございますので、0.1月分掛ける0.15という形の加算がつくということで御理解いただければと思っております。おわびして訂正いたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松です。

先ほど課長の答弁で、会計年度任用職員制度がスタートしたときに、複雑なんだけど、その方の給与が下がらないようにという表現じゃなかったと思いますけれども、適切に制度を組み立てたみたいなおこととおっしゃったと思うんですけど、言葉は正確じゃないかもしれませんが。現実には、例えば、本来なら期末手当とかがつくことで給与が上がるはずだったのに、それも含めて変わらないような制度設計になってるんじゃないかと思うんです。例えば、勤務時間を減らすとか、そういうことで、ちょっと正確には覚えてないですけども、上がらないようなふうに制度設計されてたんじゃないかと思うんですが、その辺、実際、上げるためにつくられた制度なので、ぜひ上がるように設計し直していただくのが本当なんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 会計年度任用職員の制度が始まりました際に毎年行っていることでございますが、各所管の業務量ですとか必要人員等を勘案いたしまして、総合的に勤務体系等も含めたところで判断して、決定なされているところでございます。今回、こういった形で勤勉手当等の支給も始まります。改めて令和6年度の任用の際には、そういったところも含めましてところで総合的に判断して、任用形態ですとか、それから給与の額等も判断していきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 会計年度任用職員制度がスタートしたときには、あまり変わらな

かったって私は感じてるんですけども、今度こそは予算的にも上がるようですので、ぜひしっかり反映するように取り扱っていただきたいと思います。これは要望です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第67号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第68号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第68号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 議案書の29ページをお開き願いたいと思います。

うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

続きまして、議案書の30ページを御覧ください。

この案件につきましては、先ほどの議案第67号において、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとなったことに伴いまして、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象、こちらに会計年度任用職員を含めるよう改定をするものでございます。

附則に関しましては、この条例の施行期日を定めるものになっております。

ちなみに新旧対照表につきましては、26ページになってまいります。26ページでございます。第5条の3におきまして、先ほど述べました改定を行うことになっております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号につきましては委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第68号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第69号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第69号うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、議案書の31ページを御覧ください。

議案第69号うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

続きまして、議案書の32ページを御覧ください。

この案件につきましても、先ほどの議案第67号におきまして、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するということになりましたものに伴う改正となります。いわゆる単純労務職員につきましては、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において準用しております地方公営企業法第38条等の規定に基づき、給与の種類を条例で定める必要がございます。今回、単純労務職である会計年度任用職員に対しましても勤勉手当を支給することとなることから、条例により給与の種類について、勤勉手当を規定する改定を行うものでございます。

附則に関しましては、この条例の施行期日を定めるものでございます。

新旧対照表につきましては、27ページでございます。第7条におきまして、先ほど述べましたとおりの改定を行うことになっております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 確認をさせていただきます。

まず1点は、この単純な労務に雇用される職員ということですが、この仕事内容、それから職種、それから現在の人数を、それから男女別が分かればお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今の御質問の件につきましては、対象としましては、例えば車の運転手、それから給食調理員、用務員等の会計年度任用職員ということになっております。給食調理員に関連しましては代替の要員等もございまして、正確には数字は、全体も含めまして数字はつかんでないところでございます。申し訳ございません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それは、確認する方法はあるのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 手元に数字がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号については委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することにします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第69号は可決することに決

しました。

日程第16. 議案第70号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第70号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。よろしくお願いいたします。

議案第70号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

34ページをお願いいたします。

本条例につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布されまして、同法律の一部改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布されております。国民健康保険税の改正部分につきましては令和6年1月1日から施行されることになりましたので、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険の出産被保険者に係る所得割額及び均等割額を減額する産前産後期間の保険税減額措置を新設するものでございます。国保世帯に出産予定の被保険者、または出産した被保険者がおられる場合に出生被保険者の保険税を減額します。減額する額につきましては、出生被保険者に係る所得割額及び均等割額について、出生予定月または出生月の前月から、出生予定月または出生月の翌々月の4か月相当分でございます。多胎妊娠の場合は、出生予定月または出生月の3か月前から、出生予定月または出生月の翌々月の6か月相当分が減額されます。

条例の改正内容につきましては、第23条国民健康保険税の減額に減額の規定といたしまして、各税額ごとに12分の1を算出したしまして、産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額する額として規定をしております。それで、第23条3項を加えております。

(1) のところですが、1号が基礎課税分の所得割額、2号が基礎課税分の均等割額の減額の算定を規定しております。3号、4号につきましては、後期高齢者支援金と課税分の所得割額、均等割額の減額の算定を規定しております。5号、6号につきましては、介護納付金課税分の所得割額、均等割額の減額の算定を規定してございます。

また、35ページの8行目になりますけれども、第24条の3、出生被保険者に係る届出を加えております。届出の記載事項等について規定をしております。施行期日は令和6年1月1日です。新旧対照表につきましては、28ページから30ページにかけて記載をしております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、今回の改定ですけれども、改定の額についてですけど、12分の1ということですけども、説明がありましたけれども、12分の1の根拠というのは何かあるのかどうか確認をしたいと思います。

それから、年間の対象者数と減額による税収入の額、減額する税収入の額ほどの程度を見込んでおられるのか、確認をしたいと思います。

それから3点目が、これ、全て申請主義ということになりますけれども、うきは市では子育て包括支援センターという「うきくる」との連携がどうなっているのか。実際のところはどうかふうに運用されるのか、その辺を確認したいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3点御質問いただきました。

12分の1の考え方ですけれども、この条例には免税額の計算について記載をしておりますので、12分の1というのは一月の分ということで認識をしております。

それと、減額の予算的なものでございますが、令和6年1月1日からの施行になりますので、ちょっとこれからの5年度の、本年度の想定といたしましては、5人程度の5件を想定しております。所得割額につきましては個人それぞれ異なりますので、仮に均等割というところで試算した場合には、おおむね5万9,000円ぐらいの減額になるかと思っております。

それと3点目、「うきくる」との連携でございます。御指摘のとおり今後本条例、改正条例が、改正のほうが決まさせていただきますと、関係者への周知として広報うきは、ホームページ、そして出産育児一時金等の支給情報等も私どもの係に入ってまいりますので、そういった部分の活用。それと、御指摘がありました保健課、「うきくる」との連携というのを考えてございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 12分の1、要するに12か月分の1という意味ですか。ですね。

さっき言ったのは、12分の1にした理由というのは何なのかというのがちょっと気になったんですよね。要は国民年金は免除制度というのがありますよね。妊娠された方に対しての手当として免除しているんですね。制度として国民健康保険、ほかの保険の社会保険の関係のところもあるかとは、関連もあるかと思うんですけども、そこが何か分かりにくいというか、こっちは免除で、こっちは減免で、いずれも申請主義ではあるんですよね。なので、ちょっと理解しにくいな

というのが正直なところなんですね。それで確認したかった、12分の1にした理由を改めて確認したかったというのが1つ。

それともう一つは、来年の1月1日から始まるということになるんですけども、全国の中ではこれを免除しているところもあるんですね。そういったところもあるんですけども、縛りがあるのか、12分の1に縛りがあるのかどうか。あるいは、これを超えて減免するとすれば、何らかのペナルティーが科されるのかどうか。その辺のところをちょっと確認したいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） すみません、12分の1の考え方で私の説明不足で申し訳ないんですが、基本的に出産被保険者の保険税額を1年で考えますと、単胎妊娠の場合は4か月、多胎妊娠の場合は6か月ということで、その期間の分の保険税を減額するということになってございますので、年税額、12か月の年税額を12で除して、そしてその分の4か月に減額する。その分の6か月に減額するというふうな考え方でございます。

それと免税、免除と減額ということでございますが、全国的なそういった情勢はちょっと把握しておりませんが、減額で対応しておるところでございますし、それに関してのペナルティー等に関しては、確認はしておりません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 1点だけ確認をさせていただきます。

今言いますように、岩淵議員から出ましたように、免除ということで減額措置、これ全国的に国のほうの法律改正によってなったものですが、今までコロナ等によって国が減額措置等をした場合には、何らかの形でそれに伴う補填等があったかと思いますが、今回のこの条例改正によって、国のほうからその分に対する補填とかいう措置がなされるのかどうか、その辺だけを確認させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 財源の措置といたしましては、国、地方の負担割合になりますけれども、国のほうが2分の1、そして県が4分の1、当市が4分の1ということになってございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 確認ですが、現状うきは市では毎年160人ぐらいの出生数があると思いますが、先ほど岩淵議員の質問の中で、令和6年度は5件ほど想定してますということ

だったんですが、これは出産者全てに該当する制度ではないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 当該、該当の方につきましては、保険制度のほうが国民健康保険に加入されてある被保険者の方ということになりますので、見込みますと5件程度ということで回答させていただきました。（発言する者あり）

5年度でございます。5年度の見込み数で5件程度ということで回答をいたしました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第70号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第56号

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第56号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

補正予算書の73ページをお開きください。

議案第56号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,711万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、79ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金23万4,000円の増額補正でございます。特別交付金の特定健康審査等負担金精算により、増額するものでございます。

続いて、80ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、12節委託料、国保情報集約システム連携用機器改修委託料158万4,000円の増額補正でございます。国保情報集約システムは、市が実施する国民健康保険の資格喪失などの資格管理情報を毎日夜間連携により県のシステムにおいて一元的に情報が管理されており、そのデータは国のシステムにも連携されております。今回、この連携機器システムに不具合が生じておりますので、連携機器等を改修するものでございます。市のシステムと国保連合会のシステムとの間に設置をしておりますファイアウォールというセキュリティシステムは、外部ネットワークからの不正アクセス等を防ぎ、資格管理情報を自動的に連携する重要な機器でございますので、早急に対応する必要があるものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。

6款1項1目基金積立金4,999万9,000円の増額でございます。9月補正予算で計上しておりました令和4年度決算繰越金の一部を基金に積み立てるために増額補正をするものでございます。

次に、次ページをお願いいたします。

8款1項3目国庫支出金等返還金、22節償還金、利子及び割引料3,296万7,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、過年度普通交付金返還金3,258万9,000円、過年度保険者努力支援交付金返還金25万8,000円、過年度退職分国民健康保険事業費納付金精算金9万8,000円、過年度国民健康保険特別調整交付金返還金2万2,000円、令和3年度、令和4年度分の精算による返還金でございます。

次に、84ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費8,389万8,000円の減額補正でございます。歳入歳出の財源調整によるものです。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

続きまして、補正予算書の85ページを御覧ください。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、給与費のうち、給料が73万3,000円の減額、職員手当が44万5,000円の増額、退職手当組合負担金が10万3,000円の減額、共済費が5万7,000円の減額でございます。合計で44万8,000円の減額となっております。いずれも人事院勧告及び人事異動等によるものでございます。

続きまして、86ページを御覧ください。

会計年度任用職員につきましては、共済費が3万円の増額でございます。保険料率の改定に伴うものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点のみ確認をお願いいたします。

80ページ、12節委託料で先ほど国保情報集約システムの云々ということが言われましたが、多くのシステム改修を九州行政サービスが請け負っていると思いますが、そちらがされるのか。それとも違う会社がされるのか。そして、この改修はいつ終わるのか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 国保情報集約システムの連携用機器の改修委託でございますけれども、補正予算のほうを可決いただいた後に、関係部署との協議により決定をしていきたいと思っております。

以上です。（「どこがするのかは……」と呼ぶ者あり）主幹の総務課のほうと協議をさせていただきながら決定をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 会社はもうあれなの。もう入札じゃなくて……。石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） おおよその期間でございますけれども、約2か月間を予定しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 業者は特定の業者がいらっしゃるのかということ。石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 失礼いたしました。現在の市の基幹システムのほうが御指摘の行政システムになっておりますので、そことの協議ということになってくる予定でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 確認だけお願いしたいと思います。

予備費の扱いですけども、残が1,814万3,000円ということになります。国への返還金が、今回3,200万円補正が入って、合計で前の予算との関係で4,200万円ぐらいになるんだろうと思うんですけども、1,800万円の返還金関係に引き当てようとしていた予備費関係だと思いますけれども、今後その1,800万円はどういうふうに予定されてるか、確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 今後につきましては、保険の療養給付費等の急激な増加でありますとか、交付金等の保険努力支援の交付金でありますとか、特別調整交付金でありますとか、そういった部分の額が確定してございませんので、そういった部分が減額された場合の財源として、予備費として組みさせていただいております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は可決することに決しました。

日程第18. 議案第57号

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、議案第57号令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別

会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

補正予算書の87ページをお願いいたします。

議案第57号令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,991万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、93ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款4項1目1節雑入28万6,000円の増額補正でございます。福岡県後期高齢者医療広域連合の令和4年度決算に伴いまして、事務費負担金の返還金でございます。

続いて、95ページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項1目予備費216万9,000円の増額補正でございます。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関して説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

続きまして、補正予算書の96ページを御覧ください。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、給与費のうち給料で102万円、職員手当で39万3,000円、退職手当組合負担金で14万3,000円、共済費で32万7,000円のいずれも減額です。合計で188万3,000円の減額となっております。人事院勧告及び人事異動等によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第57号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第58号

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、議案第58号令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、補正予算書の97ページをお開きください。

議案第58号令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。令和5年12月8日提出。
うきは市長高木典雄。

それでは、説明に入らせていただきます。100ページをお願いいたします。

債務負担行為で、普通自動二輪教習車購入の費用として720万円を計上しております。これは令和6年4月より販売が決定しました普通自動二輪教習車の発注を2月に行う必要があるため120万円の6台分、720万円を計上しております。

続きまして、102ページをお願いいたします。歳出でございます。

次の103ページをお願いいたします。

1款2項1目26節公課費に300万円の減額補正を計上いたしております。これは消費税支

払い見込みによります調整分でございます。

次に、104ページをお願いいたします。

2款1項1目予備費に509万6,000円の増額補正を計上いたしております。これは、減額補正調整分でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関しての説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

補正予算書は105ページを御覧ください。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、給与費のうち給料が123万8,000円、職員手当が64万7,000円、共済費で39万1,000円のいずれも減額でございます。合計では227万6,000円の減額です。年度中の支給実績に合わせまして減額補正するものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号は可決することに決しました。

日程第20. 議案第59号

○議長（江藤 芳光君） 日程第20、議案第59号令和5年度うきは市簡易水道事業会計補正予

算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課の瀧内です。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書107ページをお開きください。

議案第59号令和5年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和5年度うきは市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

水質検査手数料、令和5年度から令和6年度まで174万円。令和5年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

今回、新年度の水質検査について、年度前に入札を行う必要があることから債務負担行為を行うものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号につきましては委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号は可決することに決しました。

日程第21. 議案第60号

○議長（江藤 芳光君） 日程第21、議案第60号令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長(瀧内 宏治君) 引き続き、よろしくお願いたします。水環境課の瀧内です。

それでは、予算書109ページをお開きください。

議案第60号令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条、令和5年度うきは市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益5,790万8,000円の減、計14億625万1,000円。

第1項営業収益180万5,000円の増、計4億4,989万9,000円。第2項営業外収益5,971万3,000円の減、計9億5,635万2,000円。

支出、第2款下水道事業費用5,806万9,000円の減、計12億9,945万9,000円。

第1項営業費用5,806万9,000円の減、計11億4,043万1,000円。

第3条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款下水道事業資本的収入441万3,000円の増、計8億4,566万6,000円。第3項補助金等441万3,000円の増、計3億8,784万2,000円。

支出、第4款下水道事業資本的支出441万3,000円の増、計13億4,687万9,000円。第1項建設改良費441万3,000円の増、計7億3,143万2,000円。

110ページをお開きください。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

水質検査手数料、令和5年度から令和6年度まで495万3,000円。薬品費、令和5年度から令和6年度まで1,853万7,000円。令和5年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

111ページをお開きください。補正予算実施計画でございます。

内容につきましては、11月30日の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

収益的収入及び支出。

収入です。1款1項1目下水道使用料180万5,000円の増です。新型コロナウイルス臨時交付金を活用した使用料減免の実績による補正となります。

1款2項2目他会計補助金5,971万3,000円の減です。使用料減免、電気代の減額及び人件費の減額に伴うものです。

支出、2款1項3目処理場費5,146万円の減です。浄化センターの電気料金分を減額するものです。2款1項5目総係費660万9,000円の減です。人事異動等に伴う人件費の減額です。

112ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入、3款3項3目他会計補助金441万3,000円の増です。人事異動等に伴う人件費の増額に伴うものです。

支出、4款1項1目管路建設改良費441万3,000円の増です。人事異動等に伴う人件費の増額に伴うものです。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松です。

続きまして、補正予算書の113ページを御覧ください。

給与費のうち給料につきまして153万7,000円の減額、手当が7万1,000円の増額、また法定福利費が51万5,000円の減額補正でございます。合計で198万1,000円の減額となります。いずれも人事院勧告及び人事異動等によるものを反映しているものでございます。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点のみ確認させてください。

113ページの一番左端の区分で、損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員とあって、それが補正前と補正後と変わっておりますが、この職場の違い、あるいは仕事内容に違いがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今の御質問でございます。予算書の113ページをお開きください。

給与費明細書の表の左側のほうに区分がございまして、損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員というのがございます。損益勘定といいますのが、いわゆる収益的収入と支出の会計の区分がございまして、そこに当たりますし、資本勘定というのが、資本的収入、支出の勘定に当たります。具体的に係の配置でいきますと、上下水道の管理係がございまして、そちらの職員関係が損益勘定支弁職員のほうに当たりますし、上下水道の工務係がございまして、そちらの職員が資本勘定支弁職員のほうに当たることとなります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） その人数の割合が変わったということは、仕事内容が変わったと

いう理解でいいのか。もし変わったとするなら、その仕事の内容を確認させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今年4月の人事異動に伴いまして、工務系の職員のほうが1人増になっておりまして、そこの異動に見合うものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 直接、下水道関係に関係ないことかもしれませんが、今回6月の議会で議決した物価高騰に対する支援の精算額ということの報告になるわけですけれども、一方で、課は違うんですけど、市民生活課でくみ取りのたしか助成があったと思うんですけども、その結果についてももしよければ報告いただけないかなと、関連してお尋ねをしたいと思ったんですけど。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課（石井 良忠君） し尿くみ取り等の支援金、手数料補助金ということで6月に補正をさせていただきました。最終的に該当世帯というところで絞り込みをさせていただきまして、8月上旬になりますけれども、2,167件に対しまして支援金の補助金交付申請書、案内文書等を発送させていただいております。申請期間につきましては、8月1日から12月の今月28日までということで定めております。実際交付申請がありました件数が11月末現在で885件、補助金の交付額につきましては265万5,000円となっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号は可決することに決しました。

暫時休憩します。

午前11時48分休憩

午後2時08分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

その前に総務課長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

午前中の質疑の中で、竹永議員から、いわゆる単純な労務に雇用される職員の会計年度任用職員のことについて御質問ございました。そちらの内訳と人数を御報告させていただきたいと思えます。

まず、用務員につきましては9名、それから給食調理員につきましては18名、それから運転手につきましては本庁舎に1名ということでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、進めさせていただきます。

日程第22. 意見第5号

○議長（江藤 芳光君） 日程第22、意見第5号イスラエル軍のパレスチナ自治区からの即時無条件停戦・撤退を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。

○事務局長（浦 聖子君） 意見第5号イスラエル軍のパレスチナ自治区からの即時無条件停戦・撤退を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和5年12月8日。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員岩淵和明、同組坂公明。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

それでは、提出者からの趣旨説明を求めます。7番、竹永茂美議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、イスラエル軍のパレスチナ自治区からの即時無条件停戦・撤退を求める意見書につきまして、提案をさせていただきます。

御存じのように、今、イスラエルでの悲惨な状況が毎日のように報道されています。しかし、

最初に報道された10月7日、新聞で言いますと10月8日になりますが、ガザからロケット3,000発ということで、イスラエルの悲惨な状況の報道がありました。しかし、早く終わらんじゃないかなという期待もしていたわけですけれども、残念ながら次の9日になると、ガザが危機にということ、イスラエルの最悪の失敗という形での報道がなされております。さらにそのような状況が続く中で15日になると、イスラエルがガザに侵攻していくという報道がなされ、いつまでこの泥沼化が続くのだろうか心配をしていたところです。

このような中、11月23日には人質解放、ガザ4日間の休戦という少し明るい兆しが見えて大きな期待をしたのですが、2日間の延長の後、12月2日にはガザ戦闘再開100人超死亡、休戦7日間で終了という状態が続いております。そして、今でもガザからの南部のほうへの撤退がなされています。その一方で、御存じのように、ヨルダン川西岸にも——パレスチナの政府があるわけなんです、そちらのほうにはイスラエル軍の入植が続いて、非常に緊迫した状況が続いております。

今回の意見書を作るに当たり幾つかの本を読みました。その最初の方が、NHKの鴨志田さんという方が2014年に地元から報道された複雑なパレスチナ問題、元特派員が詳しく解説ということが載っておりますので、後に御覧になっていただきたいと思います。この鴨志田さんは、イスラエルとパレスチナ問題を考えるには、2000年前からのことが大事だというふうに書いてありました。その2000年前というのは、ローマ帝国がユダヤ人の帝国を侵略して滅ぼし、ユダヤ人が世界各地に散らばっていった。そして、ユダヤ人が世界各地であまり人が好まないような仕事に従事した。その中の1つが金融業、表現を悪くすれば金貸しという形になると思います。皆さん御存じの「ヴェニス商人」に出てくるように、ユダヤ人をおとしめるかのような作品も作ったということが書かれてありました。

それから、随分時間がたつわけですけれども、今後は第1次世界大戦前に、イギリスとフランスが三枚舌外交をしたということが書いてありました。1つは、イギリスがパレスチナの人たちに戦争に協力したら、パレスチナの国をつくっていいよというのが一枚舌です。二枚舌は、イギリスとフランスが、戦争が終わったら分解しようという話をしていました。そして3番目の三枚舌が、戦争に協力したら、イスラエルの国をつくっていいよということで戦いを勧めました。その結果、第2次世界大戦後の1947年、イスラエルという国が出来上がったのですけれども、人口で3分の1のイスラエル人がパレスチナの3分の2の土地を所有するというので、第1次中東戦争、第2次中東戦争、第3次中東戦争が起こって、なかなか抜き差しならない状況が生まれてきているようです。

先ほど言いましたイスラエルの金融業の方がアメリカにもたくさんおられて、アメリカを支援するというので、どちらかと言うとアメリカはイスラエル寄りの状況が続いております。しか

し、幾つかの新聞等を読みますと……。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、少し圧縮してお願いします。

○議員（7番 竹永 茂美君） 分かりました。

フランス大統領が11月15日にイスラエルの行動に対する問題点を指摘しておりますし、16日にはイスラエルでも……という形で話がなお複雑化しておりますけれども、現状に対する認識は世界中、1日も早い停戦、休戦、そして人道的支援ではないかというふうに思っております。

それでは、意見書を読み上げていきたいと思っておりますので、意見書を御覧ください。

イスラエル軍は2023年10月7日、ハマスの攻撃と多数の人質を捕られたことに対し、パレスチナ自治区のガザ地区に侵略を開始しました。この侵略に対し、国際社会の反対にもかかわらず、パレスチナ各地に空爆や侵略を始め、戦争は拡大の一途をたどっています。この侵略によって、パレスチナ自治区とイスラエル双方に多くの犠牲者が出ています。なかんずくパレスチナ自治区においては子供、お年寄り、入院患者などに犠牲者が出ています。

国際連合憲章第2条では3、「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない」。4、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定しており、明らかに国際連合憲章に違反しています。

さらに民間人や民間施設に対する攻撃は、国際人権法にも明らかに違反する行為です。国際連合安全保障理事会は11月15日、ガザでの子供の保護をする重要性を強調し、長期間の人道的な戦闘休止と回廊設置を求める決議案を賛成多数で採択しています。そこでイスラエル軍がパレスチナ自治区への侵略をただちにやめ、即時無条件停戦・撤退をすることを強く求めます。

うきは市においては2006年9月13日、非核平和都市宣言を行っております。うきは市議会も2022年3月23日、ロシア軍のウクライナからの即時無条件撤退と核兵器使用禁止を求める意見書を決議し、国際平和への意見を表しました。

以上のことから、政府が国際平和のために積極的な施策を講じるよう、下記事項を速やかに実現されるよう強く要望します。

記。

1、イスラエル軍がパレスチナ自治区から即時無条件停戦・撤退するよう、イスラエルへ働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。2023年12月。福岡県うきは市議会。衆議院議長額賀福志郎様。参議院議長尾辻秀久様。内閣総理大臣岸田文雄様。外務大

臣上川陽子様。

先日、先ほど言いました2014年のことについては、鴨志田さんのNHKを見ましたけれど、その後、2018年のことが、この「ガザ」という映画が作られて、福岡市、久留米市等で開催されています。ガザに住む人たち、この方は運転手です。この方はピザ屋ですけども、このような日常的に生活している人々が毎日危険な状況に遭っておりますので、ぜひ皆様方、議員各位の了解の下、この意見書を採択していただきたいと考えております。

以上、提案を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑ないようでございますので、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

お諮りいたします。意見第5号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤です。

先ほどの意見書について、反対の立場から討論をさせていただきます。

その前に前提といたしまして、まずもってこのパレスチナ自治区を巡る紛争において多くの方がお亡くなりになられ、そして、今もなお紛争状態が続いていることに大変心を痛めておりますし、ここで犠牲になられた方の御冥福をお祈りするとともに、1日も早く平和で安定した国際情勢に戻るよう、祈念をすることでございます。

また、この意見書を提出された皆さん、また賛同された皆さん、しっかりと国際平和を願うことを思っただけの提案ということも十二分に理解をした上で、私もその気持ちを持ち合わせる一員として今回発言をさせていただき、そのことも申し述べた上で、この意見書の文章案の内容について疑念を感じる点、また誤解を与えかねない点を含めて討論をさせていただき、私の反対討論とさせていただきます。

まずもって、表題にありますイスラエル軍のパレスチナ自治区から即時無条件停戦・撤退を求める意見書という文言が入っているんですが、この文言だけを見ると、イスラエル軍が一方的な——善悪というのは戦争状態にはないんでしょうが、そういったふうにとられかねない。また、

イスラエル軍のみに対しての無条件の停戦であったり撤退であったりということを求めている、この点について非常に違和感を感じるところでございます。

先ほど提案者から説明がありましたように、このパレスチナ紛争というのは、私は国際関係論には通じている者ではありませんが、そういう私たち一般庶民からしても、本当に世界で最も解決が難しい紛争だというふうに言われる事案でございます。古くからの歴史については、提案者のほうから説明がありましたので重複は避けたいと思いますが、2次大戦の戦後においても、イスラエルを建国するに当たって、その前の——二枚舌、三枚舌外交とおっしゃられてましたが、恐らく幾つかの協定や宣言、そういったものをおっしゃられてるとは思うんですが、そういった歴史的な背景、またユダヤ人とアラブ人の民族的な問題。当然、政治も絡みますし、地勢学的なものもありましょうし、またここにはイスラム教という宗教の問題も絡んでいる非常に複雑な問題となっているところであります。そうした背景等も全て含んだ上で、この問題に対処する、もしくはこうした意見書を出すというのは、非常に精通した人間でも難しい問題だというふうに思っています。その中で、片方の停戦・撤退を求めるというのに非常に違和感を感じるところでございます。

次に、1段落目の文章の2行目に、この侵略に対して国際社会の反対があったにもかかわらずというような文言がありますが、何をもって国際社会というふうに述べているのか。また、その根拠が明確に示されておりません。

その後国連の議論、11月15日の、これは恐らく安保理の非公式会合の部分だと思んですが、そのことについて触れられておりますが、国連安保理では、この10月7日、8日から発生した事案について10月16日にロシアのほうから停戦、戦争をやめるというようなことを求めるような国連安保理提案があつて、それを否決されたのを皮切りに、10月18日、24日、26日、そして27日には総会というような形で、断続的にこの国連の中で議論が行われ、そのたびに利害関係があつたり歴史的な背景があつたりするような、いわゆる昔で言う東西のような形の両陣営の賛成、反対、拒否権の発動、そういったもの等を含めて、全く話が決まらないような状態が続いておりました。

その中で、10月27日の総会の中で、ヨルダンが提案するというような形にはなりましたが、120か国の賛同を得て、人道的な停戦というようなものに関して可決をされたところであります。どちらかと言うと総会決議ですので、11月15日の安保理の非公式決議、これ、厳密に言えばロシアとイギリスとアメリカは棄権をしている決議です。このことよりも10月27日の総会での決議のほうが重たいというふうに感じるわけですが、その中で国連総会で求めているのも、人道的な停戦。どちらかに休戦や停戦・撤退を求めるものではなく、あくまでもガザ、もしくはこの関係地域で被害に遭われている民間人を1人でも減らすために人道的な配慮が必要だという

ような結論に至っているわけです。そうした国際世論もしっかりと反映すべきだと思いますので、この提案書には疑義を感じるどころであります。

2段落目、パレスチナ自治区の現状について書いてありますが、パレスチナ自治区においてはということでお子様、お年寄り、入院患者等の犠牲について書かれてありますが、イスラエル人、またイスラエル等にいた外国人、こういった人たちの殺害や誘拐もハマスによって行われているのも事実です。10月の段階でも、もう既にそういった方々が1,500人を超えるような悲惨な現状があるというような国際報道もあります。やはりそうした観点を含めると、この提案書で求める部分というのは、一方的な部分になっているのではないかという疑義を感じているところ

です。

3段落目の国連憲章についても少し触れられていますが、国連憲章の部分の3行目、その国際関係においてということが記載をされております。これは全ての加盟国に対しての憲章文であります。そもそも国際関係というのは、私も詳しくありませんが、国際関係論等で述べるところは、いわゆる国と国、国家と国家の関係とかやり取りとか、そういったことを言っていることだというふうに思います。その中でパレスチナ暫定自治政府は、2021年現在では138の国から——国連加盟国限定ではありますが、国というような認識を持たれてはいるものの正式な国家ではありませんし、もっと言えば、国連加盟国でもございません。その中にけんか両成敗じゃないですが、そういった双方に求めるものとして、ここに国連憲章を持ってくるのがいかなものかというような疑念を感じておりますので、この文章の部分に関しても違和感を感じるどころであります。

また、最後のほうに民間人、民間施設に対する攻撃は国際人権法とありますが、これは恐らく国際人道法のことだと思うんですが、ここについても明らかに違反ということは、先ほども申し上げたとおり、民間人や外国人を誘拐したり殺害したりしているハマス側にも言えること、いわゆるパレスチナ側にも言えることではないかというふうに思っております。

次の段落になりますが、国際世論に押されてということで11月15日のくだりが書いてありますが、ここでも見ていただきたいのは、その次の行、長期的な人道的な戦闘の休止と、いわゆる避難経路である回廊の設置を求めたのが11月15日の非公式会合の採択事項であります。そこに対して、やはり一方の無条件停戦、撤退というのは相反する内容だというふうに思っていますし、その後にある賛成多数というのは、先ほど申し上げたようにロシア、イギリス、アメリカという常任理事国で、一部は拒否権も持つような国が棄権をしているという現状の裁定であります。

その後の文章でそこでということにつながるのが、最終的にイスラエル軍の無条件停戦を求めているものでありますが、今まで説明してきた内容からすると、全く国際世論であるとか国連の

議論内容、そういったもの、引いて言えばパレスチナ情勢について理解がされていないというような状況を、この意見書を出すことによって、うきは市議会がそういった見識しか持ち合わせていないというふうに誤解をされかねない内容に帰結をしている。この点を含めて、私はこの意見書は今回、採択すべきではないという考えを持っております。

最後になりますが、一番最後の文章、以上のことから、政府が国際平和のために積極的な施策をとということで、その下に記としてイスラエル軍の停戦について触れられているんですが、果たしてイスラエル軍が無条件停戦・撤退することが国際平和のために積極的な施策になるのか。先ほど来申し上げておりますパレスチナの歴史や情勢などを踏まえると、私はそうは思いません。こういうことをすることによって国際関係、特に資本主義国や、いわゆるアメリカの同盟国、そういった関係が悪化するというふうに思いますし、ハマスは、日本は、公安調査庁の中では、最近の新聞の中では、ハマスがテロ組織として記載がなかったというようなことで陳謝するような記事がありました。先日の10月14日ですかね、パレスチナのマリキ外相と日本の上川外務大臣が交渉した中で、大臣が御本人の発言で「テロだ」ということをおっしゃられている組織であります。そうしたテロの温床拡大につながるというのも、この紛争を一時的な形で終わらせることによって引き起こされる国際情勢の不安というようなことが懸念されているのも1つ、国際関係論の中で今、述べられていることでもあります。

そういうことを総じて、この文については、今回はこの場で決めることは否決すべきだという旨を申し上げて討論を終わりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論を許します。どなたかいらっしゃいませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今、1番議員から御指摘を幾つかされた点については、全体の歴史的な経過も含めて、あるいは国連の動きも含めて、そういう流れで来ているということだけは確認しておきたいと思います。

ただ、今回、私はこれを賛同した理由は、この間、イスラエル政府によるガザ攻撃があまりにも一方的過ぎると。確かに、何というのかな、国際人道法上も許される行為ではないということは国連の決議の中でも言われているわけですので、その辺はイスラエルによって、撤退によって停戦が初めて実現できる、歩み寄りができるという立場、対等関係ではないということだけは、1つは言えるのではないかなというふうに思っています。

そういう意味では、今回の攻撃が人道法上非常に危惧され、死者の数が一方的に偏っている。こういったことも含めて悲惨な状況を一刻も早く打開するには、日本の政府がやはり平和のための交渉を促していく、こういったことが大事だと思って、まだ解決の見通しは立っていないけれど、日本政府が外交努力をすることをぜひとも促してほしいという希望の下で、この意見書案に

賛成しておりますので、どうぞ御理解のほど、お願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは次に、反対討論ございましたら。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤でございます。私も先ほど1番議員同様、反対の立場から討論をさせていただきます。

ほとんど1番議員が文面については上から下まで理由は述べられたので、私が1つ付け加えるとするならば、最後のうきは市議会も2022年3月23日、ロシア軍のウクライナからの即時無条件撤退と核兵器使用禁止を求める意見書を決議しとありますけども、ロシアとウクライナについては、ウクライナのほうは一步たりともロシア側には入っておりません。ロシアからのこれぞ侵略だというふうに私は理解をしております。これを同等に並べて、以上のことからというところに対しては疑義を持っております。

それから、やはり一番の理由が、表題にありますイスラエル軍のパレスチナ自治区からの即時無条件停戦・撤退を求める意見書とありますが、最初の文面、イスラエル軍は2023年10月7日、ハマスの攻撃と多数の人質を取られたことに対しパレスチナ自治区のガザ地区に侵略を開始しました。これはハマスのほうからの攻撃に対するやはり報復だということで、きっかけはパレスチナ、ハマスにある。それなのにやはりどうしてもパレスチナ、ハマス側寄りのこれは意見書だということ、その点に対してやはり疑義があります。8番議員の、岩淵議員のおっしゃることもよくわかりますけども、やはりテロを助長するんじゃないかと先ほど1番議員からありましたけれども、その点について大いに賛同して、私は反対をいたすところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論を求めます。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私も賛同した議員でございますので、岩淵議員と考え方は一緒に、イスラエル、あるいはパレスチナではなくて、今、実際に関係のない民間人を1人でも救うべく意見書に作り変えなければならないというのは、改めて今、1番議員、6番議員のお考えもお聞きして——ただ、そういった気持ちというのは誰でも持っているのではなかろうか。そのところで賛同したという、国同士の歴史は私は全く知りません。ただ、弱いものが無関係に亡くなっていく。今までもずっといろいろな戦争が続いてきたけど、戦争で解決できるものはない。それを今回のイスラエルとパレスチナの問題にあっては、まず停戦・撤退が1人でも多くの人を救う手だてではなかろうかという思いで賛同しました。皆さんに御賛同いただきたいとは思いますが、今後もこの戦争に関係、戦争で亡くなる市民は1人でも救わなければならないという思いというのは誰でも持たなければならないと思いますので、今回、どういう形になるか分かりませんが、今後もそういった思いで取組を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかに、次は反対討論を許します。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） ここにおられる14人の議員、皆さん、多分趣旨は皆さん賛同してあるのではないかなというふうに思います。私もそのとおりです。ただ、何が趣旨であるかと言うと、やっぱり戦争をして、それによって民間人、非常に多くの犠牲者が出ていると。そのことに対するやっぱり皆さん、憤りを感じておりますし、何とかしなければならぬというのが意見かと思えます。

ただ、今回これを採択すれば、この文章の内容で意見書が提出されるということに非常にやっぱり危惧をしておるわけであります。私もこの文章をじっくりと読ませていただきましたけど、先ほど1番議員、権藤議員が言いましたように、それに6番議員の佐藤議員も言いましたように、非常にやっぱり偏ったような意見書になっているのではないかと。先ほど1番議員の権藤議員が、ずっと内容については説明しましたが、そして文章の中で侵略という言葉が非常に使われていると。ただ今回、この問題については侵略、ウクライナとロシアの問題とは違って、そういった状況ではありませんし、2000年前からの歴史、そういったものがずっと物語っているということで、その内容について、私どもが今、どう判断していいのかというのは非常に難しい問題だと思います。それで今回、このままの文章で出すということについては、やっぱりここで1回きちんと精査をして反対をしたいというふうに考えております。その中で、また改めて、この戦争問題についての意見書なりを議員の中で議論をして出すということであれば、そういうふうな方向でも検討をしていきたいなというふうにも考えておりますので、今回この文章についての意見書提出については、反対を申したいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成議員の討論を求めます。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 私、反対の立場ですけど、賛成の立場でもありますので、両方言わせていただきたいと思います。結局、賛成します。内容じゃなくて、この提案について賛成します。

というのは、1番議員と佐藤議員が言ったように、内容は私も反対というのはそのところで、ここを変えてもらえば絶対賛成とみんな考えております。皆さん、戦争はいかん。子供、市民の皆さんを殺すということはいかんということで賛成します。ただ、ということで私、内容次第では賛成というところでお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員の意思は分かりました。次に、反対討論、またどなたかいらっしやいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

本件については、今、提出されている意見書の文面がイエスかノーかという採決でありますので、その辺をしっかりと、先ほど討論ありましたように、このまま出ていくと、賛成であれば出ていきます、このまま。そういうことを踏まえたところで採決をさせていただきたいと思います。

本案については、起立により採決をさせていただきます。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 起立少数です。したがって、意見第5号につきましては、否決することに決しました。

以上でございます。

それでは続きまして、次にお諮りをいたします。ただいま市長から追加議案として議案第71号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第8号）が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第71号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1. 追加議案上程

○議長（江藤 芳光君） 追加日程第1、追加議案の上程を行います。

議案第71号1件を上程いたします。

追加日程第2. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 追加日程第2、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 追加提案いたします議案は、予算案件1件でございます。

議案第71号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,437万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億8,394万5,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金2億1,437万1,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、民生費では社会福祉費2億1,437万1,000円の増額補正を計上いたしております。このたびの国の補正予算により、早急な執行が求められております物価高騰対応住民税非課税世帯支援給付金として、1世帯当たり7万円を支給するための関連する予算を計上しているものであります。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際に所管より改めて御説明をいたします。本議案は市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

追加日程第3. 議案第71号

○議長（江藤 芳光君） 追加日程第3、議案第71号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

まず予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課、高瀬でございます。

お手元に配付をしております第4回定例会追加議案一般会計（補正第8号）の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第71号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度うきは市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,437万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億8,394万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

議案の朗読は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、まず給与の説明を総務課長のほうからお願いします。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

追加議案の補正予算書は11ページを御覧ください。

給与費のうち職員手当につきまして24万円の増額となっております。今回の事業の執行に関連しまして、時間外勤務手当を計上させていただいているものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

会計年度任用職員につきまして、給与費のうち報酬が120万円の増額となっております。同様の理由でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは、給与等についての説明が終わりました。

それでは、歳出、3款1項社会福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
追加議案の10ページをお開きください。

3款1項12目臨時給付金事業費2億1,437万1,000円の増額です。全額国庫補助金となります。こちらは国の経済対策事業で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による生活者の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯の支援のため、1世帯当たり7万円を給付するものでございます。支給対象は、令和5年12月1日現在でうきは市に住民登録のある世帯で、令和5年度分の市民税均等割が非課税である世帯の世帯主に対しましてになります。対象世帯の見込み数は3,000世帯を予定しております。

歳出の内訳としまして、人件費としまして1節報酬120万円、4節共済費でございます。需用費としまして10節需用費40万円。11節役務費133万円。12節委託料104万1,000円。事業費としまして、18節負担金、補助及び交付金が2億1,000万円でございます。

支払いの方法、手順としまして、対象世帯のうち令和5年6月の電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金3万円を支給している対象世帯には、振込時の指定口座へ。また、マイナポータルや市に登録された公金受け取り口座がある世帯は、指定口座へ手続不要で振り込みいたします。対象世帯で口座登録のない世帯には確認書を送付し、返送された分から順次支給してまいります。

今回、御承認いただきましたら速やかに準備に入りまして、12月18日から20日にかけて確認書を発送いたしまして、返信があった世帯から順次支給をしてまいります。既に口座が把握できている世帯には、12月27日にプッシュ型で支給開始を行うところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今、説明ありましたが、令和5年の3万円給付のときの指定口座の方には12月27日に支給ですか。確認書なしでやるということですね。その確認をしたということ、確認書送付は、世帯数ってどのくらいになるのか。さっき言いました、それぞれ口座登録や指定口座のある方がどのくらいの世帯なのか、その3,000世帯のところの内訳を確認したいと思います。それが1点目。

それから、案内のところには、歳出のところの18節のところは物価高騰対応住民税非課税世帯支援給付金というふうになっているんですけど、歳入のところはコロナ対策の給付金になって

いるんですけど、これはこれで合ってるのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。名称が変わってないのかどうか、確認をしたいと思います。

それから、前回の11月30日説明が一度あったときに年代別の資料が出せるかどうかというのを言われてたと思うんです。それを出していないと思うので、確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） まず1点目が、確認書なしで支払いを行うかどうかの確認でございます。前回の全員協議会の中でも御説明させていただきましたが、一応既に6月の3万円の給付金をお支払いされた世帯につきましては、返送なしで、プッシュ型でお支払いするようところで予定しております。

2点目が、確認書を発送する世帯のということになりますが、実は前回の3万円の給付金の対象、実際支払いをしている件数につきましては、2,842世帯お支払いしております。この中でまだ死亡とか転出されている方を除きました2,772世帯、こちらについては内容を確認、住民票の登録状況を確認しまして、お支払いを今、するところで予定しております。

あと年代別の内訳でございますが、直近の資料としましては3万円の給付金の方の内訳資料、該当する分でございますが、内訳、口頭でよろしいですかね。（「資料でもらったほうが……」と呼ぶ者あり）分かりました。こちら資料でまた提出したいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 御質問、2点目の歳入の名称についてでございますけれども、こちらのほうは国の大本の予算の名称としては、まだこのままになっております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということになっておりますけれども、内容のほうは実際の内容と違ってきているところもございまして、ただ、今回は6月に3万円の給付事業がございまして、それからの引き続きのまた7万円の給付ということで、事業の継続性もあることから、従前の大本の名称を使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 予算のところは歳入と歳出の事業名は違うんですけど、聞いた理由は、前と同じ歳入であれば、要するに6月の給付のときは2億円ちょっとあったと思うんですね。そのときに、6月のときに使った金額が1億9,900万円、2億円弱といったところで少し予備があったはずだったと思うんですね。そういう意味で、今回は10分の10、今回も10分の10なんで、項目上歳入の金額と歳出の金額で予算の余りがあるんじゃないかという、

ちょっとそのことを想定してたので、項目が違っているとまた別管理になるだろうと思うので、その確認をしたということで理解いただきたいと思います。そういう趣旨でした。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 先日の全協で御質問させてもらったんですけど、うきは市の実態として約3,000世帯の非課税世帯があると。年代別というか、そういった資料があれば頂きたいという、出たですかね。（発言する者あり）今日までに出してくれちゃうことで了解をこの前、得ちゃったから。

それと、あと均等割が非課税の世帯、市民税というと、均等割とあと1個何かあったと思うんですけど、均等割が非課税である世帯の要件というのを教えていただきたいと。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 年代別の数値は把握をしておりますが、資料で準備をしておりますでした。大変申し訳ございません。今、率だけ出しているのは、65歳以上が73%ということになっております。あとの詳細はまた別途配付をさせていただきます。

均等割の関係は、税務課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課の大石と申します。

非課税のことについて御説明させていただきます。

議員おっしゃるとおり、住民税には所得割と均等割という2つがございます、その非課税基準は違っております。ですが、均等割基準のほうが厳しいですので、均等割が非課税であれば、イコール住民税非課税になります。ただ、その非課税の基準なんですが、所得を基準といたしまして、幾ら以下であれば非課税になるんですが、それが扶養人数で変わってまいります。段階となっております。したがって、段階表は帰ればあるんですけども、金額までは御容赦ください。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私もうろ覚えで、均等割というのは敷地に係るか、そげなんとじゃなかったかなやら思ったもんですね、じゃないんですね。たしか住宅やらとか敷地となると、うきは市民じゃない人も、そのところを確認したかっただけで。それは違う、間違った解釈ですね。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） 今申し上げる均等割は、あくまで住民税の基準ですので、土地ではなく所得と扶養になります。

以上です。

今、失念しておりました。確かに議員おっしゃるとおり、住民票がない方で、こちらに家屋敷といひまして、例えばお店を持ってある。あるいは別荘を持ってある。この方たちには均等割を掛けさせていただいております。それも基準も、住民票があるところの所得を確認した上で課税、非課税をしておりますが、すみません、そのことはございました。ただ、今回の給付金とは関係ないと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第71号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第71号は可決することに決しました。

お諮りします。ただいま議案第71号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第8号）が、議案第55号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第7号）——さきに配付している分厚い補正予算に先立って可決されました。この結果、両議案に係る条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、うきは市議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任していただきたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第55号及び議案第71号に係る条項、字句、数字、その他の整理につきましては議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日12月9日から12月10日までは休会とし、12月11日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上でございます。本日はこれで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時09分散会
